## こども大綱に足りないもの

株式会社日本総合研究所 調査部上席主任研究員 池本 美香

2023年12月に「こども大綱」が閣議決定された。同年4月に施行されたこども基本法を踏まえ、政府全体の今後5年程度の子ども施策に関し、基本的な方針や重要事項などを定めたものだ。

この大綱には、いくつかの新しい取り組みがあった。大きくは二つ挙げられる。一つは大綱作りの過程で、子どもの声が聴かれたことだ。小学生から20代の子ども・若者、子育て当事者などからオンライン公聴会、パブリックコメント(文書による意見公募)、子どもの施設への訪問などを通じて4千件近い意見を集めた。

そして、どのような意見があり、それらがどう反映され反映されなかったか、反映されない場合はその理由についても整理した資料が公開されている。これはこども基本法第11条で、子ども施策策定の際、子どもや関係者の意見を反映することが求められているためだが、画期的な取り組みで高く評価できる。

もう一つは、子ども施策に関する基本的な方針の冒頭で、子どもは「権利の主体」であると明示されたことだ。こども基本法は第1条に「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の精神にのっとり」とある。大綱においても「権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」と、条約に沿った方針がしっかり書き込まれたことは、大きな前進である。

このように大綱には評価できる部分も多い。しかし、内容の検討が重ねられたこども家庭審議会基本政策部会の議事録や会議資料を細かく見ていくと、子どもや関係者の意見は聴かれても、それが反映されなかった点や、ふに落ちない政府の説明が目に付く。

例えば、「子どもコミッショナー」などと呼ばれる、子どもの権利を擁護する第三者機関の設置についてである。複数の部会委員や団体から設置、あるいは設置を検討と明記してほしいと要望があったが、反映されなかった。国連子どもの権利委員会の委員長を務めた大谷美紀子氏も、部会でのヒアリング(意見聴取)の際、「独立の監視メカニズムとしてコミッショナーの役割は非常に大きい」と発言された。

国連子どもの権利委員会が、子どもの権利条約の解釈に関する見解を整理した一般的意見という文書がある。第三者機関の設置の必要性や意義については、一般的意見2号でも解説されている。さらにわが国は19年、委員会が条約批准国に対して出す総括所見においても設置が勧告されている。

条約批准国には当然、こうした一般的意見や総括所見を踏まえた対応が求められるはずだ。 だが、一般的意見について大綱には「必要に応じて検討」と書かれているだけだ。部会委員や 団体からの意見書で、「必要に応じて」と限定する文言の削除が要望されていたが、削除されて いない。そして、この一般的意見と総括所見について説明した大綱の注では、「なお、いずれも 法的拘束力はない」とまで念が押されている。 政府は部会で次のように説明している。「子どもコミッショナーについてはこども基本法案の検討の際に議論があったが、こども基本法に盛り込まない形で可決・成立した。個別の権利救済は自治体の事務である。政策提言機能は、こども家庭審議会がその役割を担っているので、同じような政策提言機能を持つ別の機関を置くことは法制的に想定し難い」

しかし、首相等の諮問に応じて調査審議を行い、意見を述べる審議会は、条約批准国に求められている政府から独立した監視メカニズムとは別物である。大綱では「こどもの権利条約を誠実に遵守する」と書かれているのに、こうしたふに落ちない説明で、子どもコミッショナー設置に一切触れないのは、あまりにちぐはぐではないか。

こども家庭庁のインターネットモニターに対する調査で、今の社会は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思うか、という質問に対して、「思う」は10代、20代の若者で2割にとどまった。実は子どもや若者が実情を一番よく分かっているのかもしれない。国際社会に対して、そして子どもに対して、恥ずかしくない子ども政策にしなければならない。

信濃毎日新聞 2024 年 2 月 4 日付「多思彩々」に掲載されたものをもとに作成